

管理指導すべきもの

(中小企業高度化資金)

経営計画のより緻密な審査を行うほか、貸付後の経営指導や延滞発生時の業務フローの策定など、事前及び事後の対策を十分検討されたい。

管理指導すべきもの

(中小企業高度化資金)

平成14年度に策定した貸付要領において貸付審査会の設置を定めており、審査会において経営計画のより緻密な審査を行う。審査会の構成員として公認会計士等の外部の専門家を委員とする。

事業終了後に運営診断を実施し、また毎年度、利用状況報告書を収取しているが、さらに貸付後の指導をより綿密に行う。

また、平成14年度に策定した貸付金管理規程で、抵当権の実行、履行期限の特約等を審査する貸付金管理審査会を設置しており、より適正な管理を行う。

(9) 融資目的の達成の検証を行うべきもの

(短期事業資金)

融資実績が低く、実際の貸付残高の検証が行われていない。特定の金融機関にゼロ金利で預託しているので、融資目的の達成の検証を行うべきである。

(10) 預託先の融資効果を測定し効果的な制度の運用を図るべきもの

(商工業振興資金)

金融の円滑化及び経営の安定化を図るために、その効果の検証を行うとともに制度の運用に努めるべきである。

(8) 破綻債権について適切な指導と措置をすべきもの

(中小企業高度化資金)
今後も引き続き、資産譲渡先企業に対するは、可能な限り経営指導を行っては、経済事象以外の原因（経営管理状況）に影響されないように留意されたい。

(9) 融資目的の達成の検証を行うべきもの

(中小企業高度化資金)
半期ごとに預託金を見直すこととし、融資実績を高めるため取扱金融機関を拡大した。また、随時、各種中小企業団体や金融機関等から融資制度に対する評価や意見を得るよう努力している。

(10) 預託先の融資効果を測定し効果的な制度の運用を図るべきもの

(商工業振興資金)

隨時、各種中小企業団体や金融機関等から融資制度に対する評価や意見を得るよう努力している。

県においては、延滞の発生を未然に防ぎ、組合事業の再建に資するため、最大限の指導・支援を行っている。延滞発生後も事業が継続されている場合は、再建への指導はもとより、連帯保証人への催告も行っていく。

管理指導すべきもの

(中小企業高度化資金)

平成14年度に策定した貸付要領において貸付審査会の設置を定めており、審査会において経営計画のより緻密な審査を行う。審査会の構成員として公認会計士等の外部の専門家を委員とする。

(6) 高度化事業の成果を測る指標の開発

(中小企業高度化資金)

高度化事業の成果を測る指標の開発が必要と思われる。

例 目標達成率（売上高、有効求人倍率、事業税収）、ベンチマーク指標

(6) 高度化事業の成果を測る指標の開発

(中小企業高度化資金)

高度化資金においては、平成15年度償還が始まった組合に対して、試験的

に効果測定を行った。さらに今後は事業終了後に行う運営診断等と連携し、より各組合の事業実態に合った判定方法を確立していく。

(7) 当初の審査並びに事後の指導を適切に行うべきもの

(中小企業高度化資金)

審査段階でのより慎重な審査を行うべきである。

また、組合に延滞が発生したときに、連帯保証人に債務の履行責任額の通知を行うとともに、組合事業の再建に最大限の指導を行うべきである。

(7) 当初の審査並びに事後の指導を適切に行うべきもの

(中小企業高度化資金)

平成14年度に策定した貸付要領において貸付審査会の設置を定めており、審査会において経営計画のより緻密な審査を行う。また審査会の構成員として公認会計士等の外部の専門家を委員とする。

(8) 破綻債権について適切な指導と措置をすべきもの

(中小企業高度化資金)

破綻債権の資産譲渡先企業の経営指導を十分行い、融資先の指導に当たっては、経済事象以外の原因（経営管理状況）に影響されないように留意されたい。

(9) 融資目的の達成の検証を行うべきもの

(中小企業高度化資金)

融資実績が低く、実際の貸付残高の検証が行われていない。特定の金融機関にゼロ金利で預託しているので、融資目的の達成の検証を行うべきである。

(10) 預託先の融資効果を測定し効果的な制度の運用を図るべきもの

(商工業振興資金)

金融の円滑化及び経営の安定化を図るために、その効果の検証を行うとともに制度の運用に努めるべきである。

(11) 投資企業の経営状況を追跡把握すべきもの

(創造的中小企業 創出支援投資原資資金貸付金)

投資企業の経営状況を追跡把握すべきもの

(創造的中小企業 創出支援投資原資資金貸付金)

	<p>投資先の経営状況等について把握しておく必要がある。</p>	<p>(財) やまなし産業支援機構に対し、山梨県創造的中小企業創出支援事業実施要領第18条第2項の規定に基づき、重要な変更、事業の著しい悪化等がない場合にも、投資先企業の決算期毎に経営状況を把握し、報告(投資先企業の決算書・経営分析とベンチャーキャピタルからの報告等)するよう指導を行った。</p> <p>これを受け現在、産業支援機構から、投資先企業の決算期毎、経営状況等の報告を受けている。</p>	<p>資金の使途状況を報告させることとしているが、この報告を提出させていない。</p> <p>制度発足当時とでは大きく情勢が変化しており、農協における当該預託資金の便途状況及び生産出荷方法の実態を把握し、当該預託資金の必要性を検討したうえで、廃止の方向で検討すべきである。</p>	した。
(12) 勤労者住宅建設資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者住宅建設資金)	<p>勤労者の資金需要の動向及び融資実績等を踏まえ、勤労者が利用しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。</p>	<p>(12) 勤労者住宅建設資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者住宅建設資金)</p> <p>預託利率等について見直しを行い、融資の申し込み状況をみながら預託することとした。</p>	<p>(12) 勤労者住宅建設資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者住宅建設資金)</p> <p>預託利率等について見直しを行い、融資の申し込み状況をみながら預託することとした。</p>	
(13) 勤労者福祉資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者福祉資金)	<p>勤労者の資金需要の動向及び融資実績等を踏まえ、勤労者が利用しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。</p>	<p>(13) 勤労者福祉資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者福祉資金)</p> <p>勤労者がご利用しやすいように貸付利率の引き下げを行い、利用実態をみながら預託することとした。制度の利用状況などを踏まえて、今後、貸付条件など制度のあり方について検討する。</p>	<p>(13) 勤労者福祉資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者福祉資金)</p> <p>勤労者がご利用しやすいように貸付利率の引き下げを行い、利用実態をみながら預託することとした。制度の利用状況などを踏まえて、今後、貸付条件など制度のあり方について検討する。</p>	
(14) 青果物資材等仕込資金預託制度の廃止などについて検討すべきもの (青果物資材等仕込資金預託制度)	<p>青果物資材等仕込資金預託要綱及び同預託契約書において貸付実績報告書の他に参考資料として農協における当</p>	<p>(14) 青果物資材等仕込資金預託制度の廃止などについて検討すべきもの (青果物資材等仕込資金預託制度)</p> <p>青果物資材等仕込資金預託制度については、実態及び需要見込みの調査を行い、検討したところ廃止することと</p>	<p>(15) 実績に基づいた貸付目標額を設定すべきもの (農業経営改善促進資金)</p> <p>適切な目標設定が行われていないため、金融機関に資金がプールされるのみで協調融資方式が十分に活かされておらず、公的資金も有効に活用されないことから貸付実績を踏まえて貸付目標額を設定すべきである。</p>	<p>(15) 実績に基づいた貸付目標額を設定すべきもの (農業経営改善促進資金)</p> <p>本資金制度上、當時、農業者の経営意欲の状況に応じ借入れが可能なため、農業者が利用し易く、また資金便途が広汎であることから、地域の農業振興に有利な資金である。今後、希望額が増加することも予想される。このため、貸付目標額は一概に貸付実績だけではなく、総合的判断により設定する必要がある。</p>
			<p>(16) 資金の有効活用に努めるべきもの (農業改良資金)</p> <p>過去5年間の資金貸付金の執行状況をみると貸付金予算額と貸付実績が乖離しているため、今後は農業者の資金需要を早急にかつ的確に把握し、貸付金予算額との整合性を図ることによって資金の有効活用に努めるべきである。</p>	<p>(16) 資金の有効活用に努めるべきもの (農業改良資金)</p> <p>平成14年7月に制度改正が行われ、資金使用目的が大幅に変更された。このため、各農業改良普及センター、農協への説明会の実施など周知徹底を行い、農家の個別経営指導を通じ資金需要状況を把握することとしている。</p> <p>本資金は、制度改正により農業経営の改善に向け新部門経営開始や新たな加工事業への進出、省内で普及しない先駆的な新技術の導入を支援する</p>

もので、農業者によるチャレンジへの支援を通じて地域農業の振興を目的とする政策性の強いものである。このため、関係機関の連携・啓発活動の強化により活用を推進していく方針である。制度改正による新たな資金の需要動向に照らし合わせ、整合性について検討する。

(17) 貸付金の延滞について早期の対応が必要なもの（農業改良資金）
高額延滞者の連帯保証人への請求、一時繰上げ償還命令等一連の手続き及び支払交渉は行われているが十分な成果を得るに至っていないことから、引き続き支払交渉の努力が必要である。また、平成13年度においては新規の延滞者が7名発生しているので、延滞の長期化を防止するため早期の実態把握等適切な対応措置が必要である。

(17) 貸付金の延滞について早期の対応が必要なもの（農業改良資金）
固定的延滞者に対しても個別に面談調査・督励を行うとともに、各延滞者の状況に応じた新たな償還計画の提示、分割納入指導等の条件緩和措置を講じるなど支払交渉の徹底を行い、9,031千円が回収された。

また、新規の延滞者に対しても面談調査等実態把握を早期に実施し延滞の長期化の防止に努め、平成14年度においては新規延滞者の発生は3名となつた。

(18) 農業改良資金貸付金に係わる事業完了届を提出させるべきもの（農業改良資金）
借受者から貸付事業完了届が提出されることによって、はじめて貸付事業の完了確認が可能となることから、農協を通じて農業改良資金事業完了届を提出させるべきである。

(18) 農業改良資金貸付金に係わる事業完了届を提出させるべきもの（農業改良資金）
指摘の事業完了届の未提出分については、対応済みである。今後は遅れることのないよう、改めて関係機関に指導を行った。

(19) 就農支援資金の資金貸付額について見直すべきもの（就農支援資金）

(19) 就農支援資金の資金貸付額について見直すべきもの（就農支援資金）

認定就農者190人の貸付対象者及び貸付実績を踏まえると貸付計画（貸付財源）が過大で公的資金が遊休化していることから、PRに努めるとともに、県農業振興公社に対する資金の貸付額について見直すべきである。

(20) 就農支援資金貸付実績報告書を微取すべきもの（就農支援資金）
貸付資金の効果的な利用を図るうえで事業完了報告書等実績報告書は重要なことから、規定に従って実績報告書を微取すべきである。

(20) 就農支援資金貸付実績報告書を微取すべきもの（就農支援資金）
貸付資金の効果的な利用を図るうえで事業完了報告書等実績報告書は重要なことから、規定に従って実績報告書を微取すべきである。

(21) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの（林業公社造林推進事業資金）
県の貸付金は、公社の造林事業費及び農林漁業金融公庫借入金の償還に充てられているが、この貸付金の返済は、主伐時の木材売却収入に依存している。しかし、木材価格の低迷により予期した収入が期待できず、現在の材価では、伐採時に投資費用の回収が困難になると予想されている。

(21) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの（林業公社造林推進事業資金）
林業公社では、県借入金返済の原資となる木材価格の低迷を踏まえ、平成10年度から「経営改善計画」に基づく取り組みを推進し、以来、
・保育基準の見直しによる造林事業費の圧縮
・組織体制の再編と職員数の削減
・農林漁業金融公庫借入金の低金利資金への借換

平成13年度末に公社が行った長期試算では、主伐終期となる平成67年の收支尾は、227億円のマイナスとなり、このままの材価が続けば、これは、県が負担することになる。林務行政が経済林の確保から、環境林の整備へと変化している現在、県の貸付制度自体も抜本的な変革が必要と考える。

本資金は、新規就農者対策の一環として重要な役割を担っている。また「県就農促進方針」（平成9年1月）には、毎年100名の新規就農者の目標を設け、関係機関が取り組んでいる。このため貸付計画は過大でなく、目標達成に向けて関係機関の連携を強め、新規就農者確保の啓発活動を進める方針である。

(20) 就農支援資金貸付実績報告書を微取すべきもの（就農支援資金）
貸付資金の効果的な利用を図るうえで事業完了報告書等実績報告書は重要なことから、規定に従って実績報告書を微取すべきである。

一方で近年、森林については、木材を供給する経済林としての役割ばかりではなく、国土の保全や水源のかん養、さらには、二酸化炭素の吸収による地

		<p>森林温暖化防止への貢献など、環境林としての役割發揮が強く求められている。このため、公社においても、経済林としての育成に加え、造林地の立地条件に応じて、公益的な機能をより高度に発揮させるため、多様な森林の整備を推進していくことが重要になる。環境林への位置づけの論議が全国的な広がりを見せる今日、森林の有する多面的機能を発揮させる観点から公社が実施する造林事業の重要性を踏まえ、更なる公社に対する支援策を国に働きかけるとともに、公社経営の抜本的な改善と借入金の軽減が図られるよう、制度の変革を含め検討を進めていく。</p>
(22)	貸付制度の抜本的な変革が必要なもの	<p>(分収育林事業資金)</p> <p>林業公社がおこなう分収育林事業（緑のオーナー制度）に対し、年間60万円ほどの貸付を行っており、少額ではあるが、公社造林推進事業資金と同様な問題がある。</p>
(22)	貸付制度の抜本的な変革が必要なもの	<p>(分収育林事業資金)</p> <p>分収育林事業（緑のオーナー制度）の巡回管理費用として必要な資金であり、直ちに制度自体を廃止することはできないが、さらなる森林管理手法の見直しを検討するなかで、借入金の縮減に努める。</p> <p>また、公社造林推進事業資金同様、制度の変革を含め、検討を進めていく。</p>
(23)	貸付金の利用実績に応じて貸付金額、方法を見直すべきもの	<p>(といったけ原木確保資金)</p> <p>貸付金の根拠となる借入申請書の計画数量により貸し付けているが、原木仕入れ額、オガ粉等仕入れ資金としての利用実績は、12年度は59%、13年度</p>
(24)	不動産担保等による物上保証を確保すべきもの	<p>(県産材流通活性化資金)</p> <p>県と取り交わされている信用証書第6条に基づき、県森連の理事3名が個人として連帯保証しているが、物的担保をとっていない。資金の範囲は営業全般にわたるもので多額であり、現在の経済変動の激しいときには、債権保全のための貸付先の不動産担保等による保全、あるいは連帯保証人の所得財産証明類等の入手により、連帯保証人の適格性について検討するようにされたい。</p>
(24)	不動産担保等による物上保証を確保すべきもの	<p>(県産材流通活性化資金)</p> <p>貸付額が多額であることから、県森連の所有地に根抵当権を設定し、連帯保証人と併せて債権保全につとめることとする。</p>
(25)	合理化計画の策定が形式的であるも	<p>(木材産業等高度化推進資金)</p> <p>県は合理化計画の承認を行うことになっているが、平成12年度における2組合の合理化計画申請書は、初年度の増加量が大きく、それ以降の伸びが絶対量で定量となっている。これは木材産業等高度化資金の申請の要件に1人あたり生産量を増やすことが条件となっているので、計画においてこの要件</p>
(25)	合理化計画の策定が形式的であるも	<p>(木材産業等高度化推進資金)</p> <p>の</p> <p>合理化計画の認定の際に、中小企業診断士に意見を聴き、より現実にそつた計画を作成するよう指導していく。</p>
(23)	貸付金の利用実績に応じて貸付金額、方法を見直すべきもの	<p>(といったけ原木確保資金)</p> <p>平成14年度分実績報告より、原木等の利用実績を記載することにより、利用実態が把握できるようにした。</p> <p>また、平成15年度分貸付から、県森</p>

に合致するように作成する結果となる。国の制度の趣旨を考慮し、木材産業者が、現実にそった経営を円滑に行えるよう申請の基礎となり、かつ弁済の基礎となる経営計画申請手続きを検討されたい。

(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの

(林業改善資金)

この制度は、間伐の推進、能率的な技術の導入などを助長する資金で、対象経費が細分化されており、国が指定した資金メニューに合致した場合に貸し付けられる資金のため、需要者のニーズに合わない資金は利用されなかつた。利用されない原因を究明し、その利用促進の方法を検討されたい。借用証書に法人代表者の記入の無いものがあり、契約書の作成に十分注意を払うべきものである。

(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの

(林業改善資金)

本制度の根拠である「林業・木材産業改善資金助成法」が平成15年5月に改正され、国で定めたメニュー方式の貸付から、借受者の自己発意型の貸付に制度改正が行われた。県においても貸付規則を改正するとともに、制度のPRに努めている。また、借用証書に法人代表者の記入のなかつたものについては、法人に記入をしてもらい、その後の借用書作成に際しては、細心の注意を払い適正な業務執行に努めている。

(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの

(林業就業促進資金)

平成9年度にこの貸付制度ができることがない。現在59の対象事業体があり、県においても説明会を行いPRしているが利用が少ない。研修資金については別途設けられている技術・技能の向上の助成金制度が利用されてい る。

当制度は創設されて5年目であり融資枠2,400千円、造成額10,800千円と

いう少額な資金であるが、現在の利用状況ではこの資金の目的を達成することができないので広報等の検討が必要である。また、平成13年度については、実績報告書の提出がなく、実績報告書に基づきその効果を検討すべきである。

(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの

(母子寡婦短期援助資金)

県から母子寡婦福祉連合会に対して平成12年度、13年度とも2,000万円の貸付がなされている。

必要ならば、利率の見直し、広報の充実などについて検討するとともに、貸付金額を実績水準に減額すべきである。

なお、母子寡婦福祉連合会の決算書に貸借対照表がなく、財産目録はあるが固定資産の項目がなく、借入金2,000万円が記載されている。決算書の作成を指導されたい。

(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの

(母子寡婦短期援助資金)

母子寡婦福祉連合会に委託する新規事業を展開する中で、貸付制度のなお一層の周知を図っていく。

また、母子寡婦福祉連合会において、資金を借りやすくなるよう審査期間を短縮し手続きの改善を図るとともに、利率3%の見直しについての検討を促しているが、改善により実績が上がらなかつた場合には、実績に見合った予算額への見直しを行うこととする。

なお、決算書の作成については、指導した。

(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの

(林業就業促進資金)

制度の周知方法を林業労働センターと協議した結果、センター広報誌へ制度紹介記事を掲載し、認定事業体へは制度説明資料の配付を行った。また、貸付要領に基づき、実績報告書を提出させるとともに、適正な事務処理を行うよう指導した。

(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの

(林業就業促進資金)

平成9年度以降の母子寡婦福祉資金特別会計の償還率は減少している。不況の影響があるとはいえ、償還率が年々悪化している状況にあるので、回収に努力すべきである。

(29) 回収に努力すべきもの

(母子・寡婦・父子福祉資金)

平成9年度以後の母子寡婦福祉資金特別会計の償還率は減少している。不況の影響があるとはいえ、償還率が年々悪化している状況にあるので、回収に努力すべきである。

(29) 回収に努力すべきもの

(母子・寡婦・父子福祉資金)

償還率の向上を図るため、文書及び電話による指導、償還督促期間を設けての訪問指導の実施、担当職員、母子自立支援員等による訪問指導の強化、貸付審査時の償還能力チェックの強化、口座引き落としの推進などの対策を行うこととした。

(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべ

(30) 回収不能なものは不納欠損処理すべ